

ウ ア及びイに掲げる方法以外の方法で、地域農業再生協議会が地方農政局等と協議して定めたもの

2 交付対象水田の範囲

(1) 前年度において水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に該当したもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除きます。

① 現況において非農地に転換された土地又は転換されることが確実と見込まれる土地

② 畑地化し水田機能を喪失する等水稲の作付けを行うことが困難な農地として、次のいずれかに該当するもの

ア たん水設備（畦畔等）を有しない農地（本地に直ちに均平することが難しい傾斜がある場合を含み、作物の生産性の向上のため一時的に畦畔を撤去している場合を除きます。）

イ 所要の用水を供給しうる設備（用水源及び用水源から引水を行う用水路等の設備。以下同じです。）を有しない農地（天水のみで水稲生産が行えることを近隣水田の生産実績等で示すことができる場合を除きます。）又は土地改良区内にあっては水稲生産に要する用水を確保するための賦課金が支払われていない農地

ウ 撤去が困難な園芸施設（国又は地方公共団体から交付された補助金等により設置等されたガラスハウス等の建物又は構築物（農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林水産省令第18号）の別表（第5条関係）に定められた施設設備等の分類に基づくものであって、処分制限期間内にあるものに限ります。））が設置されている農地

③ 平成30年度以降、3年間連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年度も作付けが行われないことが確実な農地

ただし、次に掲げる場合を除きます。

ア 地域計画（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」といいます。）第19条第1項に規定する地域計画をいいます。以下同じです。）の目標地図（基盤強化法第19条第3項に規定する地図をいいます。以下同じです。）において、農業を担う者が位置づけられた農地及び位置付けられることが確実な農地（令和4年度以前において、地域の中心となる経営体に集積する農地として位置付けられたものを含みます。）として位置付けられたもの

イ その他現在の利用形態を当面維持する必要があると地方農政局長等が認めたもの

ウ 農地中間管理権が設定されたもの

④ 令和9年度以降、過去5年間連続して水稲の作付けが行われていない農地

ただし、次に掲げる場合を除きます。

ア 被災した農地、道路又は所要の用水を供給しうる設備が災害復旧事業（国又は地方公共団体の補助金等により施工される災害復旧事業をいいます。以下同じです。）の対象となり、水稲の作付けが困難であることが確認できる

こと

イ 農業基盤整備事業等の対象となり、水稻の作付けが困難であることが確認できること

なお、次のいずれかに該当する場合は、水稻の作付けが行われたものとみなします。

ア たん水管理を1か月以上実施したことが確認できること

イ 令和7年度又は令和8年度において、連作障害を回避する取組（土壌改良資材・有機物（堆肥、もみ殻等を含む。）の施用、土壌に係る薬剤の散布、後作緑肥の作付け、病害虫抵抗性品種の作付けその他地域農業再生協議会等が連作障害を回避する取組であると判断する取組をいいます。）を実施したことが確認できること連作障害による収量低下が発生していないことが確認できること

⑤ 別紙14「畑地化促進助成について」の1の（1）及び別紙21「畑地化促進事業（畑地化支援及び定着促進支援）の交付対象となる取組等について」の1の（1）に規定する取組の対象となる農地

（2）（1）のほか、水田活用の直接支払交付金の交付に当たって、新たに整理する必要がある水田等がある場合には、次の①から④までのいずれかに該当するもの。ただし、①から③までに該当するもので、⑤のアからカまでのいずれかに該当するものを除きます。

① これまで米の生産数量目標の配分を行っていないこと又は需給調整に参加しないこと等により水田情報に掲載されていなかった水田等のうち、前年度において、

ア 水稻の作付けが行われた水田

イ 水稻以外の作物作付けが行われ又は農地として良好な状態で管理されていた水田等

に該当するもの

② 前年度から当該年産までに水稻の作付けが可能となった土地であって、次のいずれかに該当するもの。

ア 水田が公共的事業の用地に供されることとなったことに伴い、その補償の一環として行われた開田

イ 自然災害等により被害を受けた水田の復旧に代えて行われた開田

ウ 耕作放棄地再生利用緊急対策（耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱（平成21年4月1日付け20農振第2207号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいいます。）及び荒廃農地等利活用促進交付金（荒廃農地等利活用促進交付金実施要綱（平成29年3月31日付け28農振第2202号農林水産事務次官依命通知）に基づく事業をいいます。）等の対象となった水田で、水田機能が復帰・再生されたもののうち、地方農政局長等が認めたもの。

③ 農地中間管理機構が行う事業の対象となった水田で、農地中間管理機構から賃借権又は使用貸借による権利の設定又は移転を受けたもの（ただし、農地を所有者自ら農地中間管理機構から借り受けた場合、農地を農地中間管理機構に貸し付けられる以前に利用権を有していた者が再び農地中間管理機構から借り受けた場合等を除きます。）